



有限会社 ウンピング・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピング神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 194 2018年05月14日

イエメン 商標登録手続きに関する新しい期限

イエメン貿易産業省は、2018年省令No.20を公布した。該省令では、出願放棄に関し、より具体的な期限が設定された。

第1条

出願費用納付後 12ヶ月の間、出願人側の理由で中断し、登録手続きが完了していない出願は、放棄したものとみなされる。

第2条

条件付き登録査定、拒絶決定、審判での決定がなされた後の12ヶ月の間、登録手続きが完了していない出願は、放棄したものとみなされる。

第3条

公告通知の発行後 60日以内に、出願人が公告手続きを完了していない出願は、放棄したものとみなされる。

第4条

異議が申し立てられた出願人が、申立期限経過後 90日の間に異議に応答する旨を商標局に連絡しなければ、該出願は放棄したものとみなされる。

本規定は、施行前後において登録手続きが中断している、すべての出願に適用される。しかし、現商標法及び規則にある規定と抵触するものではない。

(出典:SMAS Intellectual Property)